

地下貯蔵タンクを有する共同住宅等の専用タンクの内面コーティング 施工時における仮使用に関する指針

本指針は、危険物一般取扱所として規制される共同住宅等の燃料供給施設のうち、専用タンクを地下に有するものについて、当該専用タンクの内面に、FRP内面コーティングを施工する際の変更工事中に、指定数量未満のタンクを接続する等して当該供給施設を使用する場合に講じるべき措置及び変更工事に伴う事務手続きについて規定するものである。

1 本指針における施設形態の分類

本指針においては、当該供給施設の形態を次の3形態に分類する。なお、次の分類に該当しない場合は、査察規制課危険物係と個別に協議するものとする。

- (1) 地下に設置される指定数量以上の専用タンク（以下「主タンク」という。）から、各戸の燃焼機器等に最も近い供給タンク（以下「戸別タンク」という。）に供給するため、当該施設系統の最上部にある指定数量未満のタンク等（以下「中継タンク」という。）を中継する方式（以下「中継タンク方式」という。）の施設のうち、中継タンクに一定量以上の灯油を常時貯留し、戸別タンクに設けられたボールタップ等により供給を制御するもの（別図1の例によるもので、以下「ボールタップ等を用いた中継タンク方式」という。）
- (2) 中継タンク方式のうち、タイマー等の自動制御により、主タンクから中継タンクに一定量の灯油を供給し、中継タンクに送油される都度、戸別タンクに灯油が流下して各戸別タンクを満たし、最下層の戸別タンクが満油となった場合に、余剰となった灯油が戻り管を通じて主タンクに返油される方式により供給するもの（別図2の例によるもので、以下「オーバーフローによる中継タンク方式」という。）
- (3) 主タンクから電磁ポンプ等により戸別タンクに直接供給するもの（別図3の例によるもので、以下「集中供給方式」という。）。

2 共通事項

(1) 変更工事に係る取り扱い

「第4-11 鋼製地下貯蔵タンク等の内面の腐食を防止するためのコーティング基準」第1の4の変更工事の取扱いに関する運用に関わらず、本指針に基づき施工する場合は、変更許可申請及び施設使用部分の仮使用承認申請を要すること。

ただし、本指針による施工のうち、次に掲げる内容の工事については、変更許可を要しない工事として扱うことができる。

ア 既設許可部分の工事

既設の埋設配管に、指定数量未満のタンクを接続させるための分岐を設ける工事で、次のいずれにも該当すること。

- (ア) タンク内面のコーティング施工に着手する前に、完了する工事であること。
- (イ) 当該分岐部について柵等を設置することにより露出配管とし、分岐部を設ける工事であること。

イ 仮使用に用いる指定数量未満の仮設主タンク及び接続する仮設配管部分

3から5に定める基準に従って仮設する場合に限ること。

(2) 仮使用期間

仮使用を認める期間は、指定数量未満のタンク（以下「仮設タンク」という。）を仮設し、内面コーティング施工部分以外の部分において、安全に貯蔵取扱いができるものとして、所轄消防署における確認を受けた以降とする。

(3) 仮使用の取消し

仮使用の条件（本指針に示す貯蔵取扱い方法及び所轄消防署により必要に応じて付した仮使用の承認条件）を逸脱した危険物の貯蔵及び取扱いがされた場合は、仮使用が取り消される場合がある。

(4) その他

ア 仮設部分については、完成検査後における使用は認められないものであること。

イ 仮設時の概要については、別図4を参照すること。

3 ボールタップ等を用いた中継タンク方式

(1) 施設の特性

本方式における施設の特性は、次のとおりであることに留意する。

ア 常時、中継タンクに一定量以上の灯油の貯留があること。

イ 各戸別タンクはボールタップ等の機器類が取り付けられているため、当該タンクの天板は取り外しが可能であり、特に最下層の戸別タンクは、戻り管における返油障害が生じた際に、溢流するおそれのあるものであること。

(2) 仮設タンク

仮設タンクの設置については、次のいずれにも該当すること。

ア 仮設タンクの設置は、江別市火災予防条例（以下「条例」という。）第34条の4第2項各号に適合するものとし、屋内に設ける場合にあっては、条例第34条の3の2各号に適合する場所とすること。

イ 仮設タンクの容量及び中継タンクの容量の和を指定数量未満とすること。

ウ 仮設タンクの容量及び中継タンクの容量の和が指定数量の2分の1以上となる場合にあっては、主タンクの周囲に、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。この場合、仮設タンク及び中継タンクの容量を合算した量に当該数量の10%を加えた数量以上とすること。

(3) 仮設配管

仮設配管の設置については、次のいずれにも該当すること。

ア 配管は、条例第34条の2第2項第9号、第34条の4第2項第9号の基準に適合すること。

イ 供給配管には、条例第34条の4第2項第8号に規定する弁を設けること。

ウ 供給配管と既設配管の接続位置は、主タンクからポンプまでの間とすること。

エ 戻り管は、仮設タンクの上部から返油するよう設置すること。

オ 戻り管をタンクに接続する場合は、通気管を経由して接続しないこと。

カ 戻り管の口径は、供給配管の口径以上とすること。

キ 仮設タンクに接続する戻り管が、鳥居配管となる場合は、戸別タンクから仮設タンクへの返油障害とならない高さとなるよう措置すること。

(4) その他

仮設タンクの容量と中継タンクの容量の和が指定数量未満とすることができない場合、仮設タンクの容量が指定数量未満である場合に限り、次のいずれかの措置により、本指針の運用においてのみ、当該措置により危険物が貯留される量を容量とみなして差し支えない。

ア 仮設タンクに警報器等付液面計等を設置し、常時、一定量以下に管理されること。

イ 中継タンクに貯留される量を常時、一定量以下にすることができる措置を講じた場合は当該一定量とする。

4 オーバーフローによる中継タンク方式

(1) 施設の特性

本方式における施設の特性は、次のとおりであることに留意する。

ア 送油ポンプが稼働した場合、一時的に中継タンクに一定量以上の灯油の貯留があること。

イ 各戸別タンクは密閉式であり、戻り管における返油障害が生じた際に、最下層の戸別タンクの2次側に通常使用圧力以上の油圧が加わるおそれがあること。

(2) 仮設タンク

仮設タンクの設置については、次のいずれにも該当すること。

ア 仮設タンクの設置は、条例第34条の4第2項各号に適合するものとし、屋内に設ける場合にあっては、条例第34条の3の2各号に適合する場所とすること。

イ 仮設タンクの容量を指定数量未満とすること。

(3) 仮設配管

仮設配管の設置については、次のいずれにも該当すること。

ア 配管は、条例第34条の2第2項第9号、第34条の4第2項第9号の基準に適合すること。

イ 供給配管には、条例第34条の4第2項第8号に規定する弁を設けること。

ウ 供給配管と既設配管の接続位置は、主タンクからポンプまでの間とすること。

エ 戻り管は、仮設タンクの上部から返油するよう設置すること。

オ 戻り管をタンクに接続する場合、通気管を経由して接続しないこと。

カ 戻り管の口径は、供給配管の口径以上とすること。

キ 仮設タンクに接続する戻り管が、鳥居配管となる場合は、戸別タンクから仮設タンクへの返油障害とならない高さとすること。

(4) 貯蔵・取扱いについて

主タンクへの注油については次の各号に従うこと。

ア 中継タンクへ送油するポンプが停止されていることを確認すること。

イ 中継タンク内に危険物が残存していないことを確認すること。ただし、仮設タンクに当該タンクの容量から中継タンクの容量を減じた量になった時点で警報等を発する液面計等を設置し、注油量を制限できる場合は、この限りでない。

(5) その他

本施設形態においては、次の点に留意すること。

ア 中継タンク二次側に流量の調整弁を設けている施設については、中継タンクに一定量の灯油が貯留することが想定されることから、仮設タンクに注油する際の取扱いには注意するよう指導すること。

イ 通常、送油ポンプはタイマー等による自動制御とされているが、手動制御により送油を行う場合については、危険物取扱者の立会いを要するものであること。

5 集中供給方式

(1) 施設の特性

本方式における施設の特性は、次のとおりであることに留意する。

ア 各電磁ポンプにおいて、各階層の戸別タンクに送油する方式であること。

イ 各戸別タンクは密閉式でないため、戻り管を共用している場合で返油障害が生じた際に、最下層の戸別タンク上部等から危険物が漏れるおそれがあること。

(2) 仮設タンク

仮設タンクの設置については、次のいずれにも該当すること。

ア 仮設タンクの設置は、条例第34条の4第2項各号に適合するものとし、屋内に設ける場合にあっては、条例第34条の3の2各号に適合する場所とすること。

イ 仮設タンクの容量を指定数量未満とすること。

(3) 仮設配管

仮設配管の設置については、次のいずれにも該当すること。

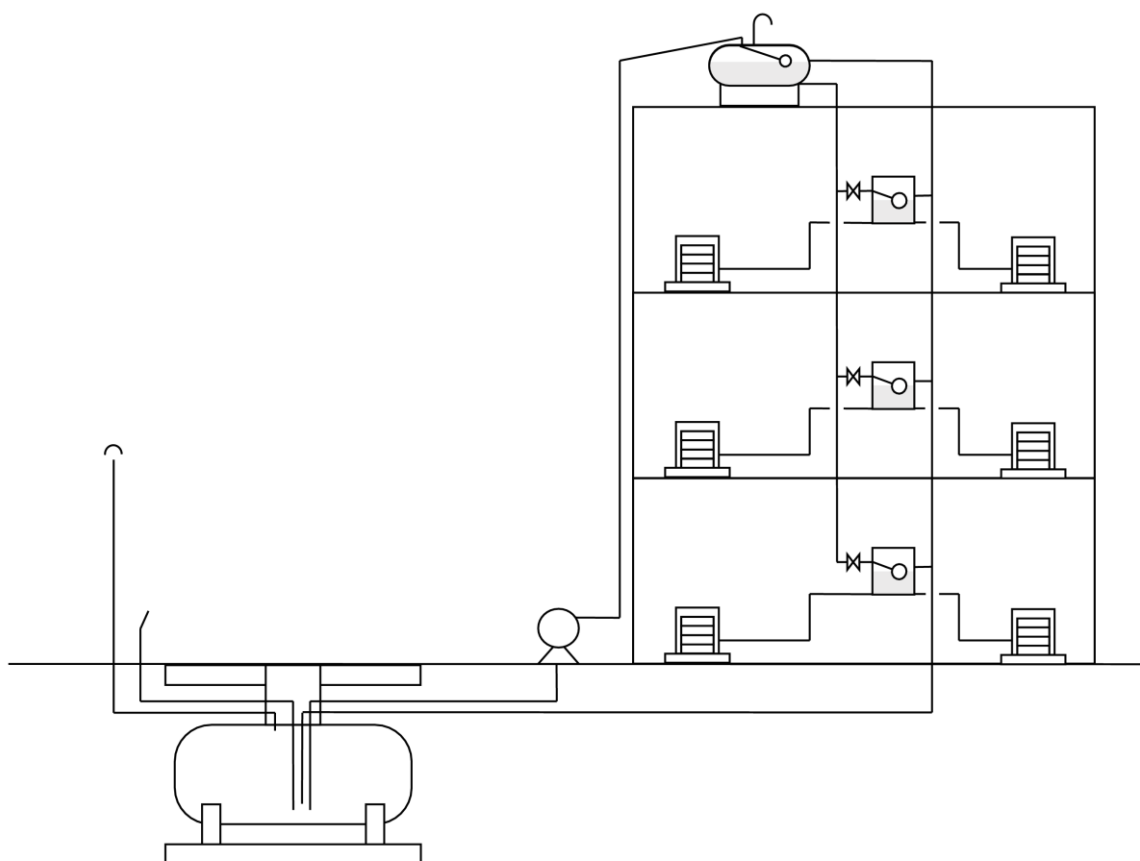
ア 配管は、条例第34条の2第2項第9号、第34条の4第2項第9号の基準に適合すること。

- イ 供給配管には、条例第34条の4第2項第8号に規定する弁を設けること。
- ウ 供給配管と既設配管の接続位置は、主タンクからポンプまでの間とすること。
- エ 戻り管は、仮設タンクの上部から返油するよう設置すること。
- オ 戻り管をタンクに接続する場合、通気管を経由して接続しないこと。
- カ 戻り管の口径は、供給配管の口径以上とすること。
- キ 仮設タンクに接続する戻り管が、鳥居配管となる場合は、戸別タンクから仮設タンクへの返油障害とならない高さとすること。

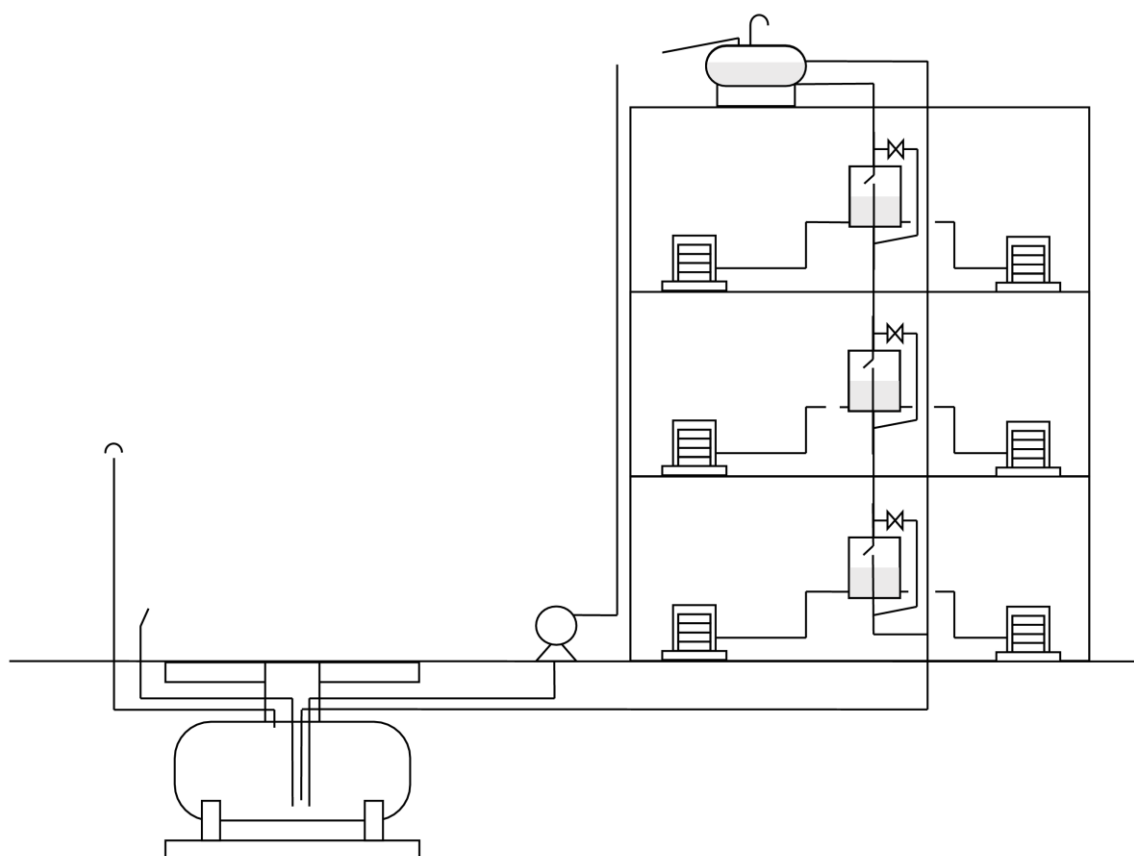
(4) その他

本施設形態においては、電磁ポンプを有する検針盤又はコントロールユニット等（以下「電磁ポンプ設備等」という。）が、主タンクの液面高さとの位置関係を各設備の仕様により規定されていることから、電磁ポンプ設備等の製作メーカーと仮設タンク設置位置関係について確認を要する必要があることに留意すること。

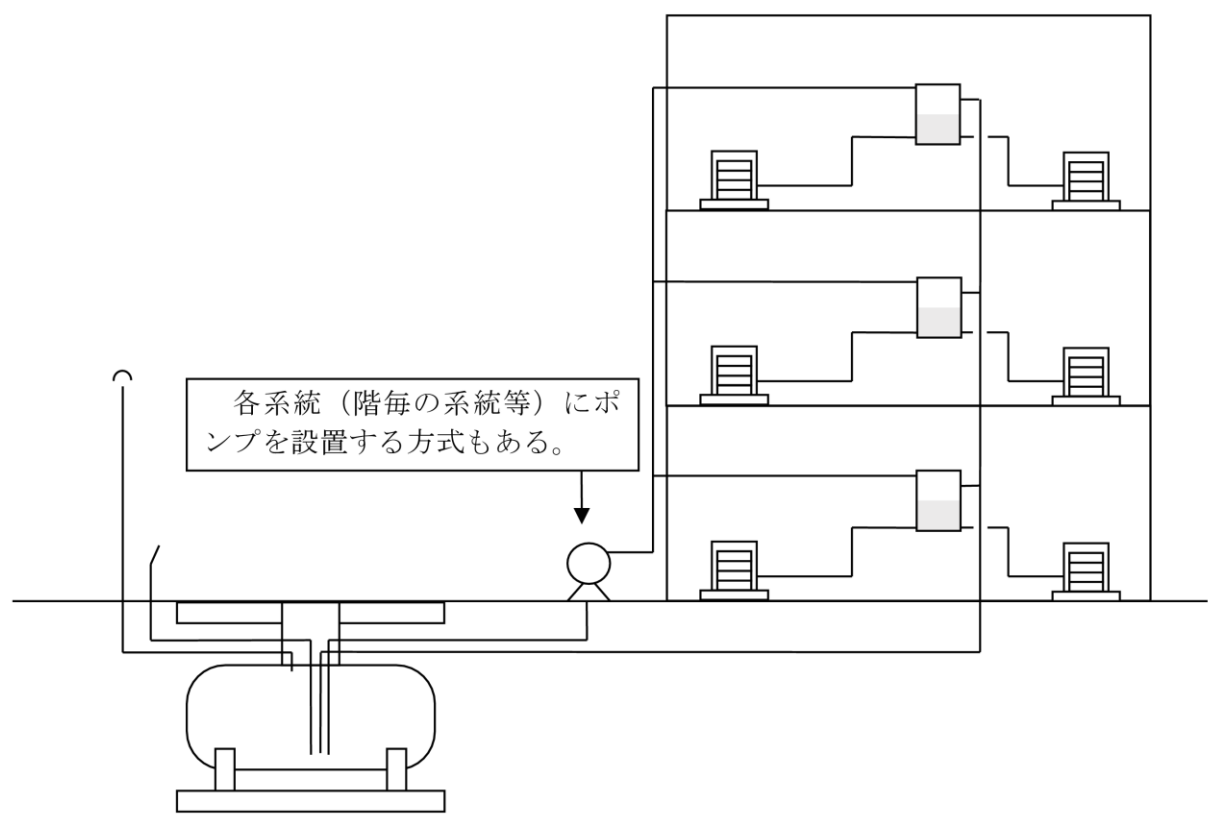
別図1 (ボールタップ等を用いた中継タンク方式)



別図2 (オーバーフローによる中継タンク方式)



別図3（集中供給方式）



別図4（タンク仮設時の概略図）

